

住宅手当緊急特別措置事業の実施状況について

福祉管理課

住宅手当緊急特別措置事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失又は喪失するおそれのある方を対象に、住宅手当を支給するとともに住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うものである。

本事業は、平成21年10月26日に開始したが、制度の充実を図るため、平成22年4月1日からは次のとおり支給要件を緩和している。

1 支給要件の緩和(概要)

(1) 収入要件

単身世帯で月収 8.4 万円以下 ⇒ 単身世帯で月収 13.8 万円未満
複数世帯で月収 17.2 万円以下 ⇒ 2人世帯で月収 17.2 万円以下
3人以上世帯で月収 24.2 万円未満

(2) 離職時期要件

申請時の2年以内に離職 ⇒ 平成19年10月1日以降に離職

(3) 支給期間

6ヶ月間 ⇒ 就職活動を誠実に実施しているなど一定の条件を満たす場合は最大9ヶ月間

2 住宅手当支給額

住宅手当支給額の上限は、単身世帯 53,700 円、複数世帯で 69,800 円であり、一定以上の収入がある方については、住宅手当支給額を収入に応じて調整する。

住宅手当支給額 = 家賃額 - (月収 - 基準額(単身世帯 8.4 万円、複数世帯 17.2 万))

(例) 単身世帯で家賃額 5 万円、月収 10 万円の場合

住宅手当支給額 = 5 万円 - (10 万円 - 8.4 万円) = 3.4 万円

(例) 3人以上世帯で家賃額 7 万円、月収 20 万円の場合

住宅手当支給額 = 7 万円 - (20 万円 - 17.2 万円) = 4.2 万円

3 執行状況

(1) 平成21年度 (10月26日より3月31日まで)

実績	支給決定実人員	89人
	3月31日時点の支給人員	84人
	支給金額	11,894,665円

(2) 平成22年度 (4月1日より6月30日まで)

実績	支給決定実人員	90人
	6月30日時点の支給人員	139人
	支給金額	21,146,740円

4 その他

執行状況の今後の推移によっては、補正予算案を提出する予定